

小学校及び中学校の将来を見据えた
学校の在り方について（答申）

令和 4 年 7 月 22 日

嵐山町立小中学校再編等審議会

1. 小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方について

嵐山町長及び嵐山町教育委員会の諮問を受け、嵐山町立小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方について審議した結果、学校の数と位置について以下の結論に至りました。

◎結論

嵐山町立小学校 3 校を 1 校に再編統合する
嵐山町立中学校 2 校を 1 校に再編統合する
新しい学校の場所は現在の菅谷小学校及び菅谷中学校の場所とする

◎提言

(1) 学校規模の維持並びに教育内容の充実について

児童生徒の人数が減っているために損なわれつつある望ましい教育環境を向上させるため、現在の小学校3校を1校に再編統合、現在の中学校2校を1校に再編統合し、一定の学校規模を維持すること。

また、これまで嵐山町の小中学校で取り組んできた小中連携をさらに進め、小学校6年間・中学校3年間を見通した小中一貫教育制度の導入等を検討し、教育内容の充実を図るなかで、嵐山町ならではの魅力ある学校を創造し、嵐山町内外にその魅力を発信すること。

(2) 学校施設について

現在の菅谷小学校及び菅谷中学校の校舎は築45年以上経過しており、学校施設の老朽化対策は大きな課題となっている。小中学校を再編統合するにあたり、新小学校及び新中学校の校舎は児童生徒が安全で快適な学校生活を送ることができる校舎でなくてはならない。また、ICT教育に対応し、新時代の学校教育に対応可能な設備を備えていることも必須である。

校舎の整備については、長寿命化改修、改築、新築など様々な方法の中から最適な方法により整備すること。また、整備後のメンテナンス計画を作成し、適切な管理を行うこと。

(3) 再編の時期について

町内各小・中学校とも、国の示す適正規模の基準を下回っており、特に七郷小学校では、令和9年度にも複式学級が発生する可能性があることや、中学校においても教科指導や部活動の指導に支障が生じている状況に鑑み、早期に再編を進めること。

2. 学校再編を進めるにあたっての配慮事項

(1) 通学時の安全確保について

児童生徒の通学時における安全確保は、学校施設設置者の重大な責務である。徒歩・自転車通学の通学路となる道路には危険箇所がないように道路整備を実施すること。

また、町内全ての町立小学校と中学校をそれぞれ1校に再編統合するため、児童生徒の通学については遠距離通学となるケースが想定される。学校の再編統合により児童生徒の通学が大きな負担とならないよう、スクールバス等による通学支援は必須である。

スクールバス等の導入に当たっては以下の点を要望する。

- ・利用者負担を求めず、無料でバス等を利用できるようにすること。
- ・コミュニティバスとしての導入も視野に入れ、児童生徒だけでなく嵐山町民の移動利便性の向上に貢献できるかを検討すること。
- ・停留所については、安全に待機ができる場所とすること。
- ・スクールバス等の対象となる実質的な通学距離や通学時間に関する基準については、学校や保護者と連携し具体化すること。

(2) 工事期間中の児童生徒への配慮について

新小中学校の校舎を整備するにあたり、その工事期間中は現在通学中の児童生徒への影響が最小限となるよう配慮すること。また、再編完了までの期間において、既存施設の着実な改修を実施すること。

(3) 小中学生の活動エリアについて

新しい学校においては、小学生と中学生の校舎、グラウンドなどの活動エリアを明確に区分し、必要に応じて行き来ができるようにすること、並びにグラウンド等の複数確保と区画分けについて検討すること。

(4) 廃校となる学校の跡地利用について

廃校となる学校の跡地は、防災拠点や地域コミュニティ、スポーツ施設等広範な役割を担うことから、嵐山町全体を見渡した視点から有効な利用方法を検討すること。

(5) 学童保育（放課後児童クラブ）への配慮

子ども達の健全育成や放課後の居場所づくりを推進する観点から、学童保育（放課後児童クラブ）については、利用者に不便が生じない

よう配慮すること。スクールバス導入時には、バス利用者がこれまで通り学童保育を利用できるように、関係部署と連携しながら検討すること。

3. おわりに

嵐山町長及び嵐山町教育委員会より嵐山町立小中学校の将来を見据えた学校の在り方について諮問を受け、当審議会では児童生徒の減少が進む社会情勢を踏まえながら、児童生徒数の今後の推移、学校の適正規模、通学距離、教職員の適正配置、学校が地域で果たす役割、既存施設の状況、小中学生・未就学児童の保護者に実施したアンケート結果など多角的な視点から審議を重ね、子ども達にとってより良い学校を創造するため、上記の結論に至りました。

この後、具体的な再編計画を策定することが想定されますが、計画策定時には保護者及び地域住民に対して説明会を開催し、十分な情報提供がされることを望みます。

当審議会は、小中学生及び未就学児童の保護者を対象に実施したアンケートを会議資料として使用し、審議会委員には各小中学校や幼稚園、保育所等の保護者の代表者や地域の代表者として区長を任命するなど、保護者の声・地域の声を反映させながら進めてまいりました。嵐山町長及び嵐山町教育委員会には、この答申を尊重しながら、学校再編の取組を推進していただくことを強く望みます。

資料

- ・嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例
- ・諮問書
- ・嵐山町立小中学校再編等審議会委員名簿
- ・嵐山町立小中学校再編等審議会開催経過
- ・嵐山町児童生徒数予測
- ・嵐山町立小中学校校舎の築年数
- ・審議会における主な質問事項

嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例

〔 令和3年6月18日 〕
〔 条例第 14 号 〕

(設置)

第1条 嵐山町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嵐山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、嵐山町立小中学校再編等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し、答申する。

- (1) 小中学校の再編に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、同項に定める事項について調査及び審議し、答申することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が町長と協議し任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町立小中学校の保護者を代表する者
- (3) 未就学児の保護者を代表する者
- (4) 行政区を代表する者
- (5) 町立小中学校の学校長を代表する者
- (6) 町民のうちから公募により選出された者
- (7) 前各号に定める者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日又は第2条に規定する所掌事務が終了する日のいずれか早い日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長が互選される前

に招集する会議は、教育委員会教育長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、原則公開とする。ただし、必要があると認められるときは、審議会の決定により、会議を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、審議会の会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



嵐 発 第 7731 号
嵐教委発第 1631 号
令和 3 年 10 月 7 日

嵐山町立小中学校再編等審議会
会 長 加 藤 信 幸 様

嵐山町長 佐久間 孝光

嵐 山 町 教 育 委 員 会

小中学校の再編について（諮問）

嵐山町立小学校及び中学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、嵐山町立小中学校再編等審議会条例（令和3年6月18日条例第14号）第2条の規定に基づき、下記について貴審議会に諮問します。

記

小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方について

諮問理由

【児童生徒数の減少】

全国的に少子高齢化・人口減少が進むなか、嵐山町においても児童生徒の人数が減少を続け、学校の小規模化が進んでいく状況となっています。令和3年の小学校児童数は701人で、昭和56年（40年前）のピーク時の2,831人と比較すると、約75%の減少となっています。今後の人口推計では、10年後には498人、20年後には383人とさらなる児童生徒人数の減少が見込まれています。

【学校設備の老朽化】

嵐山町立小中学校の校舎は全て築後35年を超えており、一番古い菅谷小学校は築後49年が経過しています。各校とも毎年多くの修繕を必要としており、大規模な修繕は対応できず応急的な修繕のみの対応としているものも多くあります。プールについては町内小中学校5校のうち、2校のみが使用可能という状況であり、使用できない学校の生徒はバス等で使用可能な学校へ移動してプールの授業を実施しています。その他、雨漏りや天井材の剥落により教室を移動して授業を行っていること、またトイレの悪臭など、学校施設の老朽化は大きな課題となっています。

以上のとおり小中学校の現状を踏まえたうえ、町の児童生徒が、先行き不透明な次の世代を逞しく生き抜く力を育むため、また今後急速に進展が予測されるICTを活用した学習計画等に対応するため、未来を見据えた学校環境がどうあるべきかをご審議いただくものです。

嵐山町立小中学校再編等審議会委員名簿

	区 分	氏 名	備 考
1	学識経験者	加藤 信幸	元嵐山町教育長
2	学識経験者	安藤 欣男	元嵐山町議会議長
3	保護者代表	池亀 亜衣子	菅谷小中学校 PTA
4	保護者代表	内田 茜 (~R3.12.15) 内田 裕一 (R3.12.16~)	七郷小学校 PTA
5	保護者代表	山中 美佳	志賀小学校 PTA 会長
6	保護者代表	関根 盛敏	菅谷小中学校 PTA 会長
7	保護者代表	横澤 紗智子	玉ノ岡中学校 PTA 会長
8	保護者代表	齋藤 彩乃	嵐山幼稚園 PTA 会長
9	保護者代表	眞坂 直樹	嵐山若草保育園保護者会長
10	保護者代表	橋本 将	嵐山しらこぼと保育園保護者代表
11	保護者代表	大嶋 佐枝子	たいよう保育所保護者代表
12	行政区代表	畝迫 昌和	千手堂2区 区長
13	行政区代表	小林 靖弘	吉田1区 区長
14	行政区代表	佐藤 博	むさし台 区長
15	学校関係者	小野川 和史	七郷小学校 校長
16	学校関係者	高田 享	玉ノ岡中学校 校長
17	公募委員	戸坂 心	公募
18	公募委員	加藤 幹雄	公募

※学校関係者及び行政区代表の役職は、令和3年8月24日（任命時）のものです。

審議会開催経過

令和3年6月18日	嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例制定
令和3年6月～7月	町内小中学生・未就学児童の保護者を対象に「嵐山町立小中学校の学校教育についてのアンケート」実施
令和3年10月7日	第1回嵐山町立小中学校再編等審議会 ・任命書の交付 ・会長の互選、副会長の指名 ・諮問
令和3年10月19日	第2回嵐山町立小中学校再編等審議会 ・嵐山町立小中学校施設見学
令和3年11月19日	第3回嵐山町立小中学校再編等審議会 ・学校施設見学について（ビデオ映像等） ・事前質問について
令和3年12月16日	第4回嵐山町立小中学校再編等審議会 ・質問事項について ・嵐山町立小中学校の数と位置について
令和4年1月13日	第5回嵐山町立小中学校再編等審議会 ・質問事項について ・嵐山町立小中学校の数と位置について
令和4年3月23日	第6回嵐山町立小中学校再編等審議会 ・嵐山町立小中学校の数と位置について
令和4年4月26日	第7回嵐山町立小中学校再編等審議会 ・嵐山町立小中学校再編等審議会答申素案について ・通学について ・小中一貫教育について
令和4年5月26日	第8回嵐山町立小中学校再編等審議会 ・小中一貫教育について ・嵐山町立小中学校再編等審議会答申素案について

令和4年6月16日 第9回嵐山町立小中学校再編等審議会
 ・嵐山町立小中学校再編等審議会
 答申案について

令和4年7月12日 第10回嵐山町立小中学校再編等審議会
 ・嵐山町立小中学校再編等審議会
 答申案について

嵐山町児童生徒数予測

	平成28年度	令和3年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	令和23年度
菅谷小学校	441	403	370	276	257	229
七郷小学校	103	69	65	58	46	42
志賀小学校	234	229	189	139	126	112
小学校計	778	701	624	473	429	383
菅谷中学校	236	201	179	176	138	127
玉ノ岡中学校	189	155	147	113	87	79
中学校計	425	356	326	289	225	206

※令和8年度以降の児童生徒数は国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に算出

嵐山町立小中学校校舎の築年数

	構造主体	建築年	経過年数	耐震改修年
菅谷小学校	鉄骨鉄筋コンクリート造	昭和47年	49年	平成8年
七郷小学校	鉄骨鉄筋コンクリート造	昭和49年	47年	平成11年
志賀小学校	鉄筋コンクリート造	昭和54年	42年	平成16年
菅谷中学校	鉄筋コンクリート造	昭和50年	46年	平成12年
玉ノ岡中学校	鉄筋コンクリート造	昭和59年	37年	----

※おおむね築後45年程度までが長寿命化改修を行う時期の目安と考えられています

審議会における主な質問事項

【質問】 七郷小学校が複式学級になる可能性があることについて、保護者は理解を示しているのか。また平等な授業を受けられるのか。

【回答】 町内学齢児童生徒数は、当審議会資料として作成したものです。七郷小学校児童の保護者の皆様には当該資料をお示ししておりませんので、このような現状への理解度については不明です。

複式学級については、異学年が同一の学級となり担任一人が指導にあたるため、通常の学級と同様な授業を行うことは難しい状況となります。

【質問】 学校の候補地を教えてください。

【回答】 町が所有している一定規模の土地は以下のとおりですが、山林以外は利用されている土地です。現在の学校敷地以外を利用する場合は、新規に土地を取得すること、またはその他の土地については諸条件を整えたうえ、学校敷地として利用することとなります。

役場敷地	8,555 m ²	総合グラウンド	56,907 m ²
鎌形野球場	9,141 m ²	花見台第一公園	53,226 m ²
花見台第二公園	5,822 m ²	蝶の里公園	32,716 m ²

この他、鎌形及び將軍沢地内に町所有の山林があります。

(単位：m²)

学 校	建物敷地	運動場	その他	備 考
菅谷小学校	14,165	10,001		
七郷小学校	4,385	7,420	6,240	法面
志賀小学校	9,565	8,580	6,216	実習地、鉄塔敷地
菅谷中学校	9,244	16,423		
玉ノ岡中学校	11,244	12,270	17,831	実習地、法面、道路

【質問】 七郷小学校を分校として低学年の児童を通わせることはできるか。

【回答】 場合によっては可能となることも考えられます。
分校とは、学校において本校と分離して設けられる教育施設

です。一般的には、本校への通学が困難な遠隔地に設置されますが、病院等の院内学級や、児童生徒数が多すぎるために設置される分校もあります。分校の規模は原則、小学校では5学級以下、中学校では2学級以下と規定されています。分校の教職員は実質、教頭、教諭のみで、兼務する校長や養護教諭、事務職員は主に本校で勤務することとなります。低学年だけが通学する分校においても同様です。また、低学年だけが分校に通学する場合、高学年不在の登下校が大きな課題となります。

【質問】 各小中学校の大規模改造の金額を知りたい。最低限の予防的メンテナンスの金額について知りたい。

【回答】 大規模改造等の金額

菅谷小学校

平成8年度	耐震委託	6,303,600円
	普通教室棟大規模改造・耐震補強工事	164,800,000円

七郷小学校

平成9年度	測量設計委託	16,089,150円
平成10年度	耐震補強・大規模改造工事	210,000,000円

志賀小学校

平成14年度	校舎等耐震診断調査業務委託	7,326,000円
平成15年度	耐震補強・大規模改造工事設計業務委託	13,925,000円
平成16年度	耐震補強・大規模改造工事監理業務委託	4,200,000円
	耐震補強・大規模改造工事	190,447,889円

菅谷中学校

平成12年度	普通教室棟耐震補強・大規模改造工事監理業務委託	6,090,000円
	普通教室棟耐震補強・大規模改造工事	252,000,000円

最低限の予防的メンテナンスについては、個々の建築物の状況に差異があり、またその対応には建築の専門的知識が必要なため、明確に金額をお示しすることは困難です。近隣の事例と

して深谷南中学校のケースについて下記のとおりお示しさせていただきます。

深谷南中学校 長寿命化改修工事

- ・校舎 H15.5.12~9.22 366,513,700 円 5,165 m²
- ・体育館 H30.8.31~R1.9.27
180,498,611 円 1,100 m²

【質問】 小中一貫とした場合のメリットとデメリットは。

【回答】 下図をご確認ください。

嵐山町 施設一体型小・中学校についての回答

《質問内容》 嵐山町の小中学校を一貫にしたら、メリット・デメリットはなにか

1 小中一貫校とは

小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育を行う学校

2 適正規模とは

小・中学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(学校教育法施行規則第41条・第79条)

3 嵐山町を施設一体型小・中一貫校にした場合



(小中一貫教育等についての実態調査の結果 文部科学省)

(公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き 文部科学省)